

東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要綱

平成27年8月21日 27福保医人第938号

改正 令和5年5月29日 5福保医人第657号

第1 趣旨

この要綱は、養成所及び養成施設（以下「養成所等」という。）に対する東京都医療関係職種養成所等指導調査（以下「指導調査」という。）について、必要な事項を定める。

第2 指導調査の目的

指導調査は、指定（認定）基準に係る関係法令等の遵守状況について個別的に明らかにし、必要な指摘、指導及び助言を講ずる監督業務を適切に実施することにより、養成所等の適正な運営の確保を図るとともに、もって都における医療人材のより一層の確保に資することを目的とする。

第3 指導調査の基本方針

- 1 関係法令等を基本に、これまでの指導調査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- 2 指導調査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、養成所等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な指摘、指導及び助言を行う。
- 3 法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、養成所等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を検討する。
- 4 指導調査の実施及び指導調査結果の処理に当たっては、関係部課との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。
- 5 指導結果の講評及び通知にあたっては、関係法令等に基づいた適切かつ十分な説明を行い、養成所等管理者をはじめとした関係者による改善が効果的に行われるよう留意する。

第4 指導調査の対象

指導調査の対象は、次に掲げる養成所等とする。

- 1 保健師養成所

- 2 助産師養成所
- 3 看護師養成所
- 4 准看護師養成所
- 5 診療放射線技師養成所
- 6 臨床検査技師養成所
- 7 理学療法士養成施設
- 8 作業療法士養成施設
- 9 視能訓練士養成所
- 10 言語聴覚士養成所
- 11 臨床工学技士養成所
- 12 義肢装具士養成所
- 13 救急救命士養成所
- 14 歯科衛生士養成所
- 15 歯科技工士養成所
- 16 はり師の養成施設
- 17 きゆう師の養成施設
- 18 はり師及びきゆう師の養成施設
- 19 柔道整復師養成施設

第5 指導調査の形態等

- 1 指導調査は、集団指導及び実地指導に分けて実施する。
- 2 集団指導は、養成所等の設置者等に対し、指導の内容に応じ、講習会等の方法により行う。
- 3 実地指導は、指導の対象となる養成所等において実地に行う。
この際、必要に応じて、あらかじめ指導調査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 4 実地指導において改善すべき事項が認められ、実地指導後に養成所等の設置者から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する調査を行うものとする。

第6 指導調査の実施方針

指導調査を重点的かつ効果的に行うため、保健医療行政の動向を踏まえ、指導調査の重点項目を掲げる指導調査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度指導調査開始時まで別に定める。

第7 指導調査の計画等

- 1 実施回数、実施時期及び職員編成等を含む指導調査計画は、毎年度指導調査を開始する時までに別に策定する。
- 2 養成所等の運営等に問題が発生した場合又は通報、定期報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、指導調査計画にかかわらず、適宜実地指導を実施する。

第8 集団指導の実施

- 1 指導対象となる養成所等を決定したときは、あらかじめ、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、当該養成所等の設置者に通知する。
- 2 集団指導は、養成所等の運営、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習会等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した養成所等の設置者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

第9 実地指導の実施

- 1 実地指導の対象となる養成所等については、当該年度に新規開設若しくは課程変更を行った、又は入学定員の変更を行った養成所等のほか、これまでの指導調査の実施状況及び定期報告等による運営状況並びに養成所等の規模等を総合的に勘案した上で、選定するものとする。
- 2 実地指導の対象となる養成所等を決定したときは、その実施予定日のおおむね1か月前までに、調査対象施設の名称、調査日時、調査の担当者等、調査内容及び事前に提出を求める資料等の内容を文書により、原則として当該養成所等の設置者（法人の代表者）に通知する。
- 3 養成所等の運営等に問題が発生した場合又は通報、定期報告書の確認結果等でそのおそれがあると認められる場合には、事前に通知せず、実地指導の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。
- 4 複数の養成所等を運営する法人に対しては、複数の職員体制によって合同の実地指導を行い、又は日程を調整の上近い時点で実地指導を行うよう、総合的な観点によって調査するとともに指導する。
- 5 職員体制は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成する。

また、実地指導の実施理由によっては、課長又は担当課長以上の職にある者を長として、職員体制を編成する。

- 6 実地指導の期間は、原則として1日間とする。ただし、1日間で調査を終える

ことが困難と認められる場合には、事前に調査対象養成所等の管理責任者（理事長又は養成所長等）と調整の上、必要最低限の範囲で延長できるものとする。

7 調査の担当者は、定期報告書等を基に、分担して調査を実施する。

なお、調査の担当者は相互に緊密な連携を保つものとし、課長代理級の職にある者が相互の関係を調整する。

8 実地指導終了後、調査の担当者相互で調整を行った上で、養成所等の管理責任者等に対して、調査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。

この際、課長代理級の職にある者が全般にわたる事項及び担当調査事項について、他の調査の担当者は自己の担当した個別事項について講評を行う。

なお、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができるものとする。

9 実地指導は、その効果を高めるために、調査対象養成所等の管理責任者、専任教員、専任の事務職員等のほか、必要に応じて、関係行政機関職員に対し、調査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うものとする。

第10 実地指導の調査内容

実地指導では、次の1から8までに掲げる事項について、原則として、実地指導を実施する当該年度及び前年度の運営状況等を把握するとともに関係法令及び関係通知の遵守状況の確認を行い、必要に応じて改善を指導するものとする。

- 1 教員に関する事項（専任教員の数、勤務状況及び教員の資格要件等）
- 2 授業に関する事項（指定基準等及び学則で定められた授業科目（実習を含む。）の実施状況等）
- 3 学生又は生徒に関する事項（定員等の状況、入学資格の審査、履修認定方法及び卒業要件等）
- 4 学則等の内容に関する事項（法令等において学則等に定めるよう規定されている事項の規定状況）
- 5 施設等に関する事項（建物及び設備の状況、教材教具・図書の保有状況等）
- 6 関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項（手続の実施状況等）
- 7 財務に関する事項（運営状況、入学料等の適正な徴収、収支予算等）
- 8 その他必要な事項（健康診断の実施状況、学籍簿等諸帳簿の整備状況等）

第11 実地指導後の取扱い

- 1 調査の担当者は、調査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点

のある場合はこのことを明確にした上で医療政策部長へ復命する。

- 2 調査の担当者は、前項の検討結果に基づき、指導調査の実施日から起算しておおむね2か月以内に、実地指導結果を養成所等の設置者宛に文書により通知するものとする。
- 3 実地指導の結果、関係法令等についての著しい違反があり、特に改善が必要と認められた事項については、指摘事項として通知し、その改善を求めるとともに、原則として30日以内にその改善結果に関する改善状況報告書の提出を求め、又は提出期限までに改善を図ることが困難であると認められる事項については、改善計画書を提出することとして、その改善内容を確認する。
- 4 実地指導の結果、改善が必要と認められた事項のうち、養成所等の自律的な改善に委ねることが適当と認められるものは、指導事項として通知する。
- 5 実地指導の結果、上記3及び4には該当しないが、事態の継続によって関係法令等違反の発生の恐れがあると認められるものは、助言事項として通知する。

第12 指導方針の継続、統一の確保

指導調査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、国等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

第13 指導調査情報の公開

指導調査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

第14 国への報告

必要に応じ、指導調査結果を国へ報告する。

第15 その他

臨時又は緊急に調査が必要と認められる場合は、医療政策部長と協議の上、本要綱によらず指導調査を実施することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、准看護師養成所指導調査実施要領（平成17年11月2日17福保医人第1543号）を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。